

所得の定義と課税ベースの選択

森 俊 一

- I. はじめに
- II. 所得に対する代替的アプローチと定義上の問題
 - 1. 所得定義における基本問題
 - 2. 利子としての所得と担税力の尺度
 - 3. 標準流列としての所得
 - 4. 配当としての所得とピグーの議論
- III. 所得の定義と課税ベース
 - 1. 所得の二つの定義
 - 2. ヒックスの所得定義と消費
- IV. おわりに

I. はじめに

所得課税における最大の問題は、個人が保有している資本資産の価値増大（キャピタル・ゲイン）をいかに取り扱うかである。この問題は、個人に課税すべき所得をどのように定義するかということでもある。カルドアは、カルドア [1] 第1章とその付録で、人々の担税力と所得の関係を論じ、担税力を測るにふさわしい所得の定義の困難さを指摘して、消費課税である支出税を提唱している。同じく支出税の採用を勧告するミード報告 [2] もまた、その第3章で所得定義の問題を取り上げている。しかし、両者には、所得定義の問題に対する処理の仕方に違いがあ

る。この違いを明らかにし、人々の担税力という点から消費を課税ベースにすることを論拠を示すことが本稿の課題である。

II. 所得に対する代替的アプローチと定義上の問題

カルドア [1] 第一章付録において、カルドアは所得に対する各種の代替的なアプローチを取り上げ、個人の担税力の指標としてふさわしいかどうかという点から、種々の所得概念を検討している。とくにスウェーデン学派の所得概念が注目され、それに対する批判的検討をふまえて、担税力の指標としての所得の定義はいかにあるべきかが論じられる。このカルドア [1] 第一章付録では、所得の包括的定義は独立して取り上げられてはいない。しかし、それは後述のようにスウェーデン学派の発生所得そのものであり、第一章付録においてそれを担税力の尺度と見なすことへの批判が展開されている。この批判は、包括的所得こそ担税力の最良の尺度であるとする見解に対するカルドアの批判であり、所得の定義をめぐる問題へのカルドアの出発点である。すなわち、個人の担税力をよりよくあらわす所得の定義として、包括的定義に代わるいかなる定義がよいかの究明が、この付録を貫いているカルドアの問題意識である。

1. 所得定義における基本問題

まずはじめに、所得に対する一つのアプローチとして、フィッシャーの所得概念が取り上げられ、これを論じることによって第一章付録における課題がいっそう明確にされる。カルドアによると、フィッシャーはある時点で存在する資本財のストックを資本とし、資本からある期間にわたって生じる便益のフローを所得と捉えているとされる。フィッシャーにあっては、所得とは単にある期間にわたって資本財から得られ

た純便益にすぎない。ここで、資本財からの純便益とは、資本財が生み出したサービスから、他の資本財の維持あるいは創出に役立ったサービスを取り除いたものである。すなわち、フィッシャーはある一時点において存在する生産設備のストックを資本と捉え、ある期においてこの資本から生じる消費可能なサービスをその期の所得と捉えるのであるが、このようなフィッシャーの所得概念の独自性は、ヴィクセルの巧みな説明にみられるように、資本は正のサービスだけではなく、負のサービスも生み出すと考えることにある⁽¹⁾。資本の維持また新規資本蓄積は、この考えにより、資本が受けたサービス（資本が生み出した負のサービス）として、資本が生み出した正のサービスから控除され、こうして得られた資本の純サービス（資本から生じる消費可能なサービス）が所得と見なされるのである。

したがって、資本からのサービスを収益という、貯蓄による新規資本の蓄積は、将来収益の増大をもたらすのであって、経常的な収益の一部ではない。さらに、将来収益の期待が高まって資本ストックの価値が増大しても、この増大はフローとしての経常的な収益（フィッシャーのいう所得）に付け加えられてはならず、増大するのは将来の所得であって、今期の所得ではないということになる。

このようなフィッシャーの所得概念に対して、それは単純で曖昧さが無いという長所があるものの、所得に対する通常考えとは大きく異なり、ある意味では問題を除去することにより問題を解決しているにすぎないというのが、カルドアの批判である。フィッシャーのいう所得としての資本の純収益は、現在消費と将来消費に関する資本所有者の意向にも依存している。これに依存しない所得概念を持つことが望まれるなら、それは個人が貯蓄も負の貯蓄もしないとき（純貯蓄がゼロのとき）得られたであろう収益、資本の潜在的純収益、いわば潜在的所得ということになる。カルドアは、このような意味での所得をどう定義するかとい

う問題は未解決のまま残されていると指摘する。カルドアがフィッシャーに対して問題を除去することにより問題を解決しているというのは、このことを示す。

通常用語法では、上に述べたような潜在的所得が所得といわれるのであるが、そのとき、所得は消費ではなく消費プラス純貯蓄と捉えられる。カルドアは、その場合、所得をどう定義するかは、純貯蓄をどう定義するかということであり、またそれは、資本を不変に維持するということが何を意味するかという問題でもあることを指摘する。これらの問題についてこれまでとられてきたいくつかのアプローチを検討することによって、個人の担税力を測る尺度としてふさわしい所得概念を探求するのが、この第一章付録の課題である。

ここで担税力の尺度との関係で問題となるのは、個人所得であって社会の所得ではない。社会所得の概念は、カルドアによると、個人所得の概念よりもかえって不明確さが少ない。前者は消費プラス資本財ストック増大の価値からなり、そこでは個人が保有する資本資産（それは物的資本財ではなく、それに対する所有権あるいは収益に対する請求権から成り立っている）の価値の変化は問題とならない。しかし、個人所得では、まさにこの保有する資本資産の価値変化の取り扱いが問題となる。このことを純貯蓄の点からみると、個人所得における純貯蓄の問題（それをどのように定義するかという問題）は、社会全体での純貯蓄の定義の問題とは異なるものであるということもできる。

2. 利子としての所得と担税力の尺度

カルドアによれば、リンダール、ミュルダール等のスウェーデン学派は所得を時間的要素による資本価値の増加、すなわち資本からの将来収益の実現が時間的に近づくことによる資本価値の増加として捉える。ここで資本価値は、資本からの将来収益の割引現在価値をあらわすもので

ある。今期(第1期)の期首における資本価値を K_1 とし、今期とそれ以降の期待収益を R_t^e ($t=1, 2, \dots$) とし、また利子率(割引率)を i とすると、

$$K_1 = \sum_{t=1}^{\infty} \frac{R_t^e}{(1+i)^t}$$

である。 R_1^e が期待通り実現し ($R_1 = R_1^e$)、今期の利子率も期待通りであり、第二期以降の収益と利子率に関する期待にも変化がないとすれば、今期の期末の資本価値 K_2 は、

$$K_2 = R_1 + \sum_{t=2}^{\infty} \frac{R_t^e}{(1+i)^{t-1}}$$

となる。ここで、今期の資本価値の増加 ($K_2 - K_1$) を、スウェーデン学派は今期の所得と考えるのである。明らかに、この所得は時間的要素による資本価値の増加である。そして、

$$K_2 - K_1 = K_1(1+i) - K_1 = iK_1$$

が成り立つので、今期の所得は、今期の期首の資本価値とその期に成立する利子率の積としてあらわされる。これより、カルドアは、スウェーデン学派の定義による所得を利子としての所得と名付ける。もし、すべての t につき $R_t^e = R^e$ かつ $R^e = R_1$ とすると、

$$K_1 = \frac{R^e}{i}$$

$$K_2 = R_1 + \frac{R^e}{i}$$

$$K_2 - K_1 = iK_1 = R_1$$

となり、今期の所得は R_1 となる。

ところで、今期の期首において期待された期末の資本価値を K_2' とすると、それは期末における資本の実際の価値 K_2 と同じでないかもしれない。カルドアのいうように、その要因は次の四つである。

- (i) 今期の収益が期首に期待されたものと異なる。

論 説

- (ロ) 次期以降の将来収益に関する期待が、今期の期末と期首では異なる。
- (イ) 今期の利子率が期首に期待されたものと異なる。
- (ニ) 次期以降の将来の利子率に関する期待が、今期の期末と期首では異なる。

この四つの要因のうち、少なくとも一つでも生じれば、 K'_2 と K_2 は等しくない。 $(K'_2 - K_1)$ は、今期の期待所得、スウェーデン学派のいう事前の所得 (income ex-ante) であるが、 K'_2 が K_2 に等しくない限り、それは今期における資本価値の実際の変化 ($K_2 - K_1$) とは異なる。実際に観察される所得は、 $(K_2 - K_1)$ であり、それはまさしく今期の発生所得 (accrued income) である。発生所得は事前の所得とは異なるものであり、今期の実際の収益だけでなく、今期の期末において、次期以降における収益や利子率に関する期待が変化することによる資本価値の変化をすべて含むものである。すなわち、発生所得は、将来に対する期待の変化による資本再評価益をも含んでしまう。

スウェーデン学派の所得のとらえ方の特徴は、このような期待の変化による資本再評価益 (資本価値の再評価による意外の利得) を実際の所得 (発生所得) から排除した所得こそ、事前の所得と比較されるべきものと考えたことにある。これが、スウェーデン学派のいう事後の所得 (income ex-post) である。スウェーデン学派特有の所得概念とは、この事後の所得のことであるともいえる。今期の収益や利子率が期首に正しく予見され、また期末において次期以降の収益や利子率に対して持たれた期待が期首において持たれていたとすると、その場合に有したであろう今期の期首における資本価値 (後から振り返って改訂された資本価値) を K'_1 とする。そのとき、今期の事後の所得は、 $(K_2 - K'_1)$ と定義される。

ここで、 $(K'_1 - K_1)$ は今期また次期以降についての期待の変化による資

本価値の再評価益をあらわす。したがって、今期の発生所得 ($K_2 - K_1$) から資本再評価益 ($K'_1 - K_1$) を差し引いたものが、今期の事後の所得 ($K_2 - K'_1$) ということになる。

スウェーデン学派における事前の所得、発生所得、事後の所得の関係を確認するために、次のような簡単な二つの例を考えてみよう。いま、今期の期首では、今期の収益は 100 で、それは次期以降も永続すると期待されていたが、今期の実際の収益は 200 となり、それをうけて今期末には次期以降の収益も 200 であると期待が修正されたとしよう。今期成立した利子率は今期の期首における期待通りに 10% で、期末における次期以降の利子率の期待も 10% で変わらないとする。そのとき、

$$K_1 = \frac{100}{0.1} = 1,000$$

$$K_2 = 200 + \frac{200}{0.1} = 2,200$$

であるので、今期の実際の所得（発生所得） ($K_2 - K_1$) は 1,200 である。

$$K'_2 = 100 + \frac{100}{0.1} = 1,100$$

$$K'_1 = \frac{200}{0.1} = 2,000$$

より、今期の事前の所得 ($K'_2 - K_1$) は 100、事後の所得 ($K_2 - K'_1$) は 200 となる。それは、発生所得 1,200 から資本の再評価益 ($K'_1 - K_1$) 1,000 を差し引いたものに等しい。

次に、今期の実際の収益は期待通り 100 であり、期末における次期以降の将来収益についての期待には変化がないが、今期成立した利子率は期首の期待とは違い 5% であって、今期の期末には将来とも利子率は 5% というように期待が修正されたとする。このときには、

$$K_1 = \frac{100}{0.1} = 1,000$$

$$K_2 = 100 + \frac{100}{0.05} = 2,100$$

であるので、今期の実際の所得 ($K_2 - K_1$) は 1,100 となり、

$$K'_2 = 100 + \frac{100}{0.1} = 1,100$$

$$K'_1 = \frac{100}{0.05} = 2,000$$

より、今期の事前の所得 ($K'_2 - K'_1$) は 100、事後の所得 ($K_2 - K'_1$) もまた 100 となる。この場合、利子率の変化によっては事後の所得は影響を受けない。

スウェーデン学派の事後の所得は、実際の所得（発生所得）とは全く別の概念であることに注意すべきである。しかし、それは K'_1 に依存するので、カルドアの指摘のように、市場データから推測しうるものではない。

この点をおくとして、ここで問われるべき問題は、意外の利得を取り除いた事後の所得が人々の担税力を測るにふさわしい尺度たり得るかということである。これは、より簡潔にいうと、意外の利得を課税から除外すべきかどうかという問題である。この問題を、カルドアは第一章付録第 5 節で取り上げている。そこでの議論が、この付録の核心部分であると思われる。

カルドアによれば、意外の利得を取り除くことは、投資の成果の判定には意味あるとしても（それゆえ会計士にとっては事後の所得は意味があるとしても）、個人の担税力を測定するということからいえば、利得が意外のものかどうか、予期されたものであるかどうかの区別は、意味を持たないとされる。適切な区別は、利得が資源に対する支配力の増大を保証するものかどうかであるとされ、そのさい、資源に対する支配力は消費財と収益を生む資源（資本）の両方に対する支配力と捉えられている。そして、通常は、一方の観点で支配力増大をあらわす利得は、他の

観点でも支配力の増大をあらわすとされる。このような利得として、カルドアは、収益の予期せぬ増加による資本価値の増大を念頭に置いているように思える。それは、資本が持つ消費財支配力（ストックとしての消費財に対する支配力）の増大とともに、収益を生む資源（資本）への支配力（あるいは年々のフローとしての消費財に対する支配力）をも高めるからである。このような利得は、意外の利得であっても、資本保有者の費消力（spending power）を高め、彼の担税力を構成するものであり、課税から除外されるべきではないというのが、カルドアの見解であると見なすことができる。

しかし、意外の利得でも、消費財と資本という両方の観点で支配力増大を保証するとはいえず、担税力を構成するとは直ちにいけない利得が存在する。その例として、カルドアは利子率低下による意外の利得を挙げる。利子率の予期せぬ低下が生じ、それにより将来の利子率に関する期待も修正されたとき、資本価値の増加（資本の再評価益＝意外の利得）が発生する。この資本価値増加は、その資本の所有者にストックとしての消費財に対する支配力増大を保証する。しかし、その価値増加は、収益を生む資源（資本）に対する支配力増大をその所有者にもたらしはしない。言い換えれば、資本から引き出される収益は増大していないので、価値増加があったといっても、その資本保有者は年々のフローとしての消費を高めることはできない。こうしたことより、カルドアは、この資本保有者の費消力は以前よりも目に見えて大きくなったとはいえないと主張する。同様に、物価の上昇とそれによる収益の名目額の増大という期待の変化によって生じる資本価値増加は、消費財に対する支配力増大を資本保有者にもたらさないことは明白であるので、資本保有者の費消力を高めず、担税力を構成しないと論じられる。

意外の利得に関するこのような考察をふまえて、カルドアは次のような見解を引き出す。それは、担税力の尺度としての所得の理想的な定義

論 説

は、所得を消費プラス現実の資本蓄積（これは発生所得であり、また包括的所得の定義でもある）とすることではなく、また消費プラス意外の利得をのぞいた資本蓄積（スウェーデン学派の事後の所得）でもなく、消費プラス実質的(real)な資本蓄積とすることというものである。ここで、実質的資本蓄積とはカルドア特有の概念で実質的純貯蓄のことでもあり、現実の資本蓄積を、一般物価水準の変化と利子率の一般的水準の変化の2点について修正したものとされる。それは、これまでのカルドアの議論からすると、この二つの要因で生じる意外の利得だけを現実の資本蓄積から除外したものと解することができる。したがって、カルドアのいう所得の理想的な定義は、所得の包括的定義（発生所得の定義）ともスウェーデン学派による事後の所得の定義とも異なるものである。カルドアは、包括的所得も事後の所得も担税力の尺度としてはふさわしくないという議論をふまえて、所得の理想的な定義を導き出すのである。カルドアのいう所得の理想的な定義は二重に修正された包括的定義というべきものといえよう。

ただし、こうして所得の理想的な定義が得られたものの、この理想的な定義も原理上の困難を抱えているというのが、カルドアの最終的な結論である。カルドアは、物価水準の変化に対する修正（所得のインフレ調整）は理論上は対処不可能ではないとしても、利子率の変化に対する修正は、理論上も対処不可能と考えるからである。それは、意外の利得があった場合、それにインフレ調整を施すことはできるとしても、それがどの程度将来収益の期待の変化によるものか、あるいは利子率についての期待の変化によるものかを識別することはできないからである。実際、将来収益の見通し、それにまつわる危険や不確実性、一般利子率の変化の期待等がいわば渾然一体となって資本価値を決定するのであって、観察された資本価値の変化から、利子率の一般的水準の変化の期待によるものだけを取り出すことは、確かに不可能と思われる。理想的な

定義が得られたとしても、その定義による概念が実際に観察されるデータから接近可能でなければ、それは操作可能な定義ではない。この意味で、ここでのカルドアの主張は、担税力の尺度としての所得の操作可能な定義は不可能であるというものと考えられる。

とはいえ、カルドアの理想的な所得の定義そのものに、何の問題もないのであろうか。上述の議論にみられるように、意外の利得のうち、将来収益の期待の上昇による利得は、所得に含まれるべきであるとされている。その理由は、このような資本価値増大は、ストックとしてみても、フローとしてみても、消費財への支配力増大を資本保有者に保証するからである。この点では、カルドアの理想的な所得の定義は、包括的所得の定義と変わらない。しかし、この資本保有者は、この二つの支配力増大を同時に行使することはできないことも明白である。

前に挙げた、収益が期首の期待よりも大きくそれに応じて期末に将来の収益の期待も増加した例でいうと、カルドアの所得定義では、今期の所得は1,200となる。これは発生所得、あるいは資本価値を維持してなお消費できる額としての包括的所得に等しい。このうち、1,000は期待の変化による資本再評価益である。それは将来収益の増分の割引現在価値であるが、これを今期の消費に充てると将来の収益増はもはや獲得することはできない。この資本が今期の消費を含め資本保有者に保証すると期待される消費の今期末における現在価値は、収益増の期待によって1,100増加し、2,200となる。このとき、今期の所得を1,200とし、今期の収益200とともに資本再評価益1,000を消費したとき（すなわち今期の純貯蓄をゼロとみなすとき）、次期以降の所得は100と期待されるので、所得の流列の現在価値は、2,200に等しくなる。ところが、1,000を消費に充てないとき（今期の純貯蓄を1,000とみなすとき）には、次期以降の所得は200と期待することができるので、所得の流列の現在価値は3,200となる。これは、将来の収益増を反映する資本再評価益を今期

の所得に加え、同時に将来の収益を将来の所得としたためである⁽²⁾。このことは、生涯において同じ消費機会を享受する納税者でも、所得を発生所得で捉えると、このような資本再評価益があらわす消費財への支配力を行使する程度が少なければ少ないほど、納税者の所得流列の現在価値は大きくなることを示す。

納税者の生涯を考慮に入れて納税者の各期の担税力を測定すべきであるとすれば（生涯を通じての税負担の公平が実現されるように課税ベースが採用されるべきであるとすれば）、収益についての期待の変化による資本再評価益をそのまま所得に含め、それが消費に充てられない場合でも、課税の対象にすることを直ちに首肯するわけにはいかない。さらにまた、将来貧しくなることなく今期消費できる額は、資本再評価益を消費に充てないときの 200 である。これらの点については、次にヒックスの所得定義とそれに対するカルドアの論評を検討する際に、より立ち入って論じてみたい。

3. 標準流列としての所得

ヒックス [3] は、所得計算の目的を人々が貧しくなることなしに消費できる額を彼らに指示することであると考え、ある人の今期の所得を、彼が今期のうちに消費し得て、しかも期末における彼の経済状態が期首におけるのと同じであることを期待しうるような最大額として捉える。ヒックスに則して言えば、これが所得を定義する際の中心的な基準である。この中心的基準で問題になるのは、貧しくなることなしにとか、期末における彼の経済状態が期首におけるのと同じであることを期待しうるといった条件を、どのように解釈し、規定するかである。この解釈に応じて、所得の中心的基準へのいくつかの近似概念がある。その一つの近似概念として、ヒックスは、まずはじめに見込み収入の資本価値を不変に維持するという条件の下で今期消費できる最大額を挙げるが、利子

率の変化を考えて、さらによい近似概念として、今期に消費し得て、しかもなお各期に同じ額を消費しうることを期待できるような最大額を挙げる。これが、所得に対するヒックスの具体的な定義と見なしてよい。こうして、所得の計算は、実際に見込まれる収入の流列の現在価値と現在価値が等しい標準流列（同じ大きさの項を持った流列）を見いだすことに帰着するのである。物価の変動が予想される場合には、標準流列の各項（各期の消費）はそれが実質タームで不変であるように計算される。そのとき、各項の名目額つまり各期の所得は不変ではない。

このようなヒックスのアプローチに対し、カルドアは次のように論評し、批判する。ヒックスのアプローチの新奇さは、所得と資本の間にかかるといふ結びつきも認めず、資本を将来の収入見込みの現在価値として捉え、所得をそれと等価な標準流列と捉えることにある。それゆえ、収入がときとともに変化すると期待されるならば、標準流列としての所得は明確な意味を持たない。今期消費し得てしかも将来の各期に同じ額を消費すると期待できる最大額は、資本資源を不変に維持した後今期消費できる最大額とは必ずしも同じではなく、両者が異なるとき、前者は明確な形での定義が可能でなくなる。

ここで、カルドアは資本と所得を区別せず、資本の維持という観念をいっさい伴わないような所得概念を批判していることは明白である。もちろん、カルドアは、この資本の維持ということが何を意味するかが問題であることを認めつつ、この問題（これは、資本価値の増大すなわち純貯蓄の定義の問題でもある）は、所得（ヒックスにあっては消費）の維持という観点から資本の維持を捉えることでは解決されないとヒックスを批判するのである。

さらに人々が利子率の一般的低下を予想するとき、結果として生じる資本の価値増加は所得かという問題を取り上げ、ヒックスのような期待にもとづく所得の定義では利子率の変化の期待による資本の再評価益と

いう要素を排除することに成功しないと論じる。また、物価の変動が予想されるときにも、所得の計算には偽りの要素が持ち込まれるとも批判する。さらにまた、たとえ資本価値増加における意外の要素を排除し得たとしても、期待にもとづく所得計算は、資源に対する実質的支配力の増加に対応する純貯蓄（カルドアのいう実質的純貯蓄）を見いだすという問題を解決していないとも批判する。こうしたカルドアの批判は、ヒックスの定義も含めて、期待にもとづく所得定義に対する批判であると見ることができる。

後に論じるように、ミード報告ではヒックスの所得定義が高く評価され、それと包括的所得を比較し、包括的所得の欠点を克服する（回避する）ものとされている。そこでは、ヒックスの所得定義は、包括的所得を批判するにあたって、参照基準の役割を果たしているといつてよい。ヒックスは、ヒックス〔3〕第14章付録で標準流列としての所得に影響を及ぼす要因とりわけ利子率の変化が所得に及ぼす影響を詳細に論じているが、カルドアは、ヒックスの所得定義を全面的に否定している。そこで、第14章付録でのヒックスの議論を取り上げ、カルドアのヒックス批判の妥当性を検討してみることにしよう。

カルドアは、将来収入の見通しが変化し、将来の収入の増加へと期待が高まれば、標準流列は明確な意味を持たなくなると批判するが、ヒックス〔3〕第14章における標準流列としての所得定義と第14章付録での議論に則していうと、その期待の変化に応じて収入の見込額の流列の現在価値は高まり、その結果、標準流列の現在価値を高めるように標準流列そのものが高まる、すなわち今期を含め各期の所得は高まると考えることができる。

また、今期予期しない収入増があり、しかもそのことは将来の収入の見込みに何らの影響も与えないときには、カルドアのいうように、資本価値の維持にもとづく今期の所得と将来とも維持しうると期待される消

費額としての今期の所得とは異なる。しかし、だからといって、ヒックスの定義による所得には意味がないとはいえず、ヒックスの所得定義によれば、今期の所得は予期しない収入増だけ高まるのではなく、それに対する利子分だけ高まることになろう。ヒックスによればこれこそ所得の中心的基準により近いものと考えられているのである⁽³⁾。

利率が変化するときでも、資本価値の維持による所得と将来とも維持可能と期待される消費としての所得は異なる。利率が低下するとき、将来の収入の現在価値としての資本価値は増大する。資本価値維持による所得の定義では、この資本価値増大はそれが生じた期の所得に含められる。ところが、ヒックスによれば、維持可能な消費として所得を定義すると、利率の低下の所得に対する影響は、将来の収入の時間的パターンに応じて異なる。将来の収入の流列が標準流列と同じ時間上の分布を持っているなら（すなわち、将来の各期に同じ額の収入が得られると期待されているなら）、利率の低下は将来収入の流列の現在価値を高めるのと同程度に標準流列の現在価値を高める。したがって、この場合は、標準流列そのものは不変に保たれる。よって、利率の低下にもかかわらず、所得は不変である。

しかし、将来の収入は時間的により遠い将来に集中していると期待されているならば、利率の下落は標準流列の現在価値を増大させるよりもいっそう大きく資本価値を増大させる。よって、このときには、利率の下落によって所得は増加する。今期また近い将来には収入を得る見通しがなく、収入は遠い将来において得られるとしても、ヒックスの将来とも維持可能な消費としての今期の所得はゼロではない。遠い将来の収入を担保として借り入れを行うことにより今期の消費が可能なこと、そしてその借り入れ利率が低下すれば、より多くの借り入れが可能となり、今期の消費を増加させることができることを考えれば、この場合の利率の下落による所得の増大は容易に理解される。逆に、今期または

近い将来に収入が集中し、遠い将来には収入を得る見通しが無いときには、利子率の上昇こそが所得を高めることになる。それは、形式的にいうと、収入見込額の流列の現在価値を低めるよりも標準流列の現在価値をいっそう低めるからである。ヒックスは、流列の時間的パターンの違いを流列の平均期間の違いと捉え、利子率の変化と所得の関係について詳細を究めた検討を行っているが、そこには曖昧なところはない。しかし、ヒックスの標準流列としての所得は観察可能ではあり得ない。それはヒックスもいうように主観的なものであるからである。

さきのスウェーデン学派による事後の所得の定義によると、利子率の変化は今期の所得に何らの影響も与えない。事後の所得においては利子率下落による資本再評価益は全く排除されている。スウェーデン学派の定義では、将来の収入の時間的パターンは、そのまま所得の時間的パターンとなって現れる。しかし、ヒックスの標準流列としての所得の捉え方では、将来の収入の流列が同じ現在価値を持った標準流列に変換されるのであるから、所得の時間的パターンははじめから一様と考えられている。このような所得の特異な捉え方により、利子率の変化による資本再評価益を取り除くのではなく、それは標準流列の現在価値の再評価との関係において捉えられることになるのである。この二つの再評価が一致するときにかぎって、ヒックスの利子率変化の取り扱いがスウェーデン学派のそれと同じになるが、そうでないときには、ヒックスにおいては利子率の変化は所得に影響を与え得るのである。

ヒックスにあっては所得を定義するとき、資本価値の維持ということよりも将来収入の現在価値（資本価値）を同じ現在価値を持つ標準流列に変換することが重要なこととなる。ヒックスの所得定義では、資本価値の維持という考えは放棄されているとあってよいだろう。これが、資本と所得の区別という困難な問題を解決する（あるいは回避する）ヒックスの方法であったともいえる。この問題を回避することで所得を捉え

ることはできないというのがカルドアの立場であれば、カルドアがヒックスの所得定義を批判するのは当然であるとはいえ、ヒックスのように所得を捉えること自体には、フィッシャーの所得定義と同じように、論理的矛盾はないといえる。

とはいえ、ヒックスの定義による所得は将来の期待に依存するものであり、通常理解されている所得とは大きく異なることも明らかである⁽⁴⁾。たとえ、それが担税力の指標として包括的所得よりも適切なものであるとしても、これを課税ベースとして用いることは事実上不可能である。その意味で、ヒックスの定義は課税ベースとして用いることのできるような操作可能な定義ではない。カルドアのヒックス批判の真意がそこにあるのなら、それは正しいといわざるを得ない。

ただし、ヒックスの定義による所得は担税力の指標として包括的所得を用いることの問題を明らかにする参照基準としての意味を持つことができ、担税力に応じた課税にかなうものとしては包括的所得よりも実際の消費こそ課税ベースにふさわしいという主張を導出するにあたって、重要な媒介項の役割を担うことは十分可能である。ミード報告は、このようなものとしてヒックスの所得定義を高く評価しているように思える。また、将来とも維持可能な消費を所得としてとらえ、それを担税力とみることは、担税力を考えるとき生涯という観点を持ち込むことを意味する。すなわち、ヒックスの定義による所得を評価するということは、生涯という観点から納税者の担税力と税負担の公平を考えるということと同じである。カルドアの支出税論には生涯という観点からの議論はみられない。少なくとも、カルドア [1] 第一章及び付録での所得の定義をめぐる議論は、消費を課税ベースとする支出税を積極的に根拠づけるものとはいえない。

4. 配当としての所得とピグーの議論

カルドアは、最後にこれまでとは異なるもう一つの所得概念を検討する。それは、カルドアによって配当としての所得と名付けられたものであり、資本元本から分離され、正式に利子あるいは配当という形態で分配されたものに限定されるという点で、利子としての所得とは違うものである。カルドアによると、この配当としての所得は、所得についての伝統的な考えに最も近く、それゆえイギリス所得税法の基礎にある考えの一つとなっているとされる。

利子としての所得（事後の所得ではなく、発生所得）よりも配当としての所得の方が課税ベースとしてより望ましいとする議論として、カルドアは次のようなピグーの議論を取り上げる。ピグーは、等しい価値の資本を持つが、資本からの所得（配当）の流列の時間的パターンが異なり、一方は毎年同額の所得を生み出し、他方は例えば10年後から年々増大する所得を生み出すような資本をもつ二人の納税者を考える。この場合、所得（配当）の流列の現在価値はともに等しいので、生涯にわたっての税負担の水平的公平のためには彼ら二人の税負担の現在価値も等しくなるべきであるが、年々の資本価値に対する経常財産税（比例税）は、後者の所得の流列を持つ納税者の税負担を前者の所得の流列を持つ納税者の税負担よりも重くする。これに対して、所得税（比例税）が課せられるときには、この二人の納税者の税負担の現在価値は等しい。このようなピグーの議論は、カルドアのいうように、そこでの経常財産税を利子としての所得に対する税、所得税を配当としての所得に対する税と見ることができるので、将来にわたる税負担の水平的公平の観点から、配当としての所得を課税ベースにすることを望ましさを主張しているものと解釈することが可能である。

このピグーの議論に対して、カルドアは、この議論と生涯消費の等しい人には生涯を通じて等しい税負担を課すという論拠から課税ベースと

して消費を支持する議論との類似性を指摘する。たしかに、もし人々のある年の消費はその年の配当としての所得以上でも以下でもないとする
と、この二つの議論は完全に一致する。

しかし、カルドアの指摘の通り、消費と配当としての所得が等しいと
想定することはできない。カルドアは、配当としての所得の方が利子と
しての所得よりも消費により密接に関係しているということが示せない
かぎり、配当としての所得を課税ベースとして支持することはできない
と論じる。

こうして、カルドアは、論理的にこの所得概念を支持する根拠は何も
なく、課税ベースとしてふさわしいものではないと批判する。配当とし
ての所得に対する課税は、資本価値増加の形をとる貯蓄を非課税にし、
また資本からまかなわれる消費を非課税にするので、よい所得課税でも
なく、よい消費課税でもあり得ないからである。

しかしながら、カルドアの批判も徹底したものでないように思える。
ピグーの議論への批判は利子としての所得への支持にもとづいたもので
はなく、消費を課税ベースにすることの望ましさを拠り所としたもので
ある。それゆえ、このカルドアの批判からは、同時に、消費とは区別さ
れたいかなる所得概念によるものであれ、消費ではなく所得に課税し、
貯蓄を非課税にしないような所得税もまた批判の対象となるはずであ
る。ところが、カルドアは、消費を課税ベースにする彼の支出税構想を
消費こそ所得と捉えるフィッシャーの議論に依拠するものではないと
し、もし所得が満足のいくように定義され、真の純貯蓄（さきのカルド
アの議論でいうとストックとしての消費であれ年々のフローとしての消
費であれ消費に対する支配力増大を保証する実質的な資本蓄積）が確定
されうるとするならば、所得を課税ベースにすることを公平の観点から
支持できると主張する。とはいえ、個人の真の純貯蓄、実質的な資本蓄
積を市場のデータから捉えることはできず、結局のところ理想的な所得

概念を操作可能なように定義することはできない。このことから、客観的に測定しうる所得の定義であれば何であっても実際の消費より担税力のよりよい尺度を提供するといえるわけではないとされ、所得定義の困難さから消費を課税ベースにすることが支持される。

ただし、そのとき、支出と消費とは同じものではないので、消費の定義もまた所得の定義と同じような困難を抱えはしないかという疑問が生じる。支出と消費が一致しないのは、耐久消費財の場合にみられる。耐久消費財購入のための支出と、それが生み出すサービスの消費とは同じではない。この問題について、カルドアは次のように論じる。

支出と消費の違いは、耐久消費財の形での純貯蓄として現れる。この純貯蓄は、個人が保有する耐久消費財のストックの変化の価値である。ところが、所得と消費の違いとして現れる純貯蓄は、耐久消費財と他の形態の資本資産両方のストックの価値の変化にかかわるものである。この二つの純貯蓄は概念的に異なるものであり、後者はどのような要因による資本価値の変化を純貯蓄とみなすべきかという問題、まさに所得の定義に関係する問題を提起するが、前者は、社会全体の純貯蓄のように、減価償却の問題に関係するにすぎない。

こうして、カルドアは、消費の定義には所得の定義と同じように原理的に解決不可能な問題を抱えているわけではないと主張する。

しかし、所得の定義と消費の定義をめぐるカルドアの以上の議論が消費を課税ベースに採用することの積極的な論拠になるということとはできない。カルドアは、個人の行動の社会的な帰結を考慮に入れた、より広い公平観があり、それによれば定義や測定の問題を離れて、実際の消費を所得よりも優れた課税ベースであると積極的に主張できると論じているが、それは個人の消費を社会全体また経済成長にとってマイナスに評価するホッブスの議論によるものであって、それだけで消費に対する課税の正当性が明らかにされたとするには無理があると思われる⁽⁵⁾。少な

くとも、所得の定義をめぐるカルドアの議論からは、消費を課税ベースにすることの積極的論拠を導き出すことはできないといわざるを得ない。

III. 所得の定義と課税ベース

ミード報告 [2] は、課税ベースの選択をテーマとする第3章において、納税者の所得が課税ベースの第一の候補であることは当然のことと思われているけれども、所得をどのように定義するかということには、測定の問題をはなれても、理論上困難が存在するという点を強調している。常識的なアプローチは、資本をそこから所得の流列が生じる資源のストックと見なして、資本と所得を区別することである。しかし、ミード報告のいうように、この区別こそ多くの困難を抱えざるを得ない。所得の定義における困難の核心は、これまでみてきたように資本の価値増加（キャピタル・ゲイン）をどう取り扱うかである。

1. 所得の二つの定義

ミード報告では、この問題に対して、理論上、所得の二つの定義が可能であるとされ、この二つの定義が比較検討される。そして、この検討を通じて課税ベースとしての消費が導出される。これは、前述のように、ホッブスの議論によりながら課税ベースとしての消費を導出するカルドアにはみられない議論である。

二つの定義のうち一つは、納税者のある年の所得とは、その年に保有資本を減らすことなく消費し得たものの価値である。ミード報告はこの定義を定義 A と呼んでいるが、この定義はまさしく包括的所得の定義である（それはまたスウェーデン学派の発生所得の定義でもある）。よって、以下これを包括的定義と呼ぶことにしよう。包括的な所得の定義は、資

本の価値増加を、それがいかなる要因で生じるものであっても(ただし、資本価値の維持を資本の実質タームでの消費財購買力の維持とするなら、物価上昇によるキャピタル・ゲインは所得についての物価調整の対象とされる)、それが生じた年の所得と見なす。包括的所得は、このように発生所得であるため実際の測定には大きな困難があるものの、理論上は個人課税の理想的な課税ベースであると考えられてきた⁽⁶⁾。事実、所得税の現実の課税ベースをいかにそれに近づけるかが課題とされ、実現キャピタル・ゲイン課税も発生キャピタル・ゲイン課税という理想の現実へのやむを得ない妥協と見なされてきたのである。

しかし、ミード報告は、そのような測定上の困難とは別に、多くの所得税論者により理想的な課税ベースと考えられてきた包括的所得に疑問を投げかける。そのために、ミード報告は、印象的な例を挙げる。年々巨額の確定利子を生む資本資産を保有している納税者の場合、利子率が上昇して彼の資本資産の価値が低下し、それが受け取る利子を全く相殺してしまえば、利子率の上昇によるキャピタル・ロスが生じた年の課税所得はゼロとなり、貧困に陥ったと見なされる。いかなる資本価値増加(キャピタル・ゲイン)も所得とする包括的定義ではいかなるキャピタル・ロスもマイナスの所得として取り扱われるので、課税所得ゼロとならざるを得ない。しかし、この納税者は年々巨額の利子を得て、十分高い生活水準を享受することができるという事実が変るわけではない。それにもかかわらず、利子率上昇によるキャピタル・ロスは、それが生じた年の彼の担税力を低下せしめるものとされる。

ミード報告は、資本の価値増加をそのまま所得と見なし、包括的所得を個人の担税力を測るものとするのは、以上のように非常に奇妙な結果をもたらし、満足のいくものではないと指摘する。所得定義の困難さが資本と所得の区別にあることは、カルドア [1] 第一章及び付録でも力説されている。印象的な例で所得の包括的定義を批判するものの、ミ-

ド報告の批判はカルドアの議論を超えるものではない。カルドアは、資本の価値増加が資本保有者に資源支配力の増加を保証するか否かによって、資本の価値増加が所得に含まれるかどうかを判断しようとした。資本の価値増加に対するカルドアのような立ち入った検討は、ミード報告にはみられない。しかし、もう一つの定義についてのミード報告の評価は、カルドアの議論とはまさに正反対のものである。これが、ミード報告における議論の特徴と思える。

所得の包括的定義がもたらす奇妙な結果を導かない所得のもう一つの定義が存在することを、ミード報告は指摘する。それは、個人の所得を、その年に消費できて、しかも同じ消費水準を将来とも維持することを可能ならしめる資本と期待をその年の終りに残すことのできるような額—すなわち、将来とも維持可能と期待される最大消費額—として定義するものである。ミード報告は、これを所得の定義 B と呼ぶが、これは明らかにヒックスの所得定義である。このヒックスの所得定義によると、上述の例で利子率の上昇があった年の納税者の所得はゼロではない。その年に受け取った利子を消費しても、その消費は将来とも維持可能と期待されるので、受け取る利子そのものがその年の所得と見なされる。

もちろん、ミード報告も認めるように、ヒックスの定義による所得は納税者の将来に対する期待に依存しているので主観的なものであり、それを課税ベースとすることは全く実行不可能である。しかし、ミード報告は、所得定義の抱える問題を明らかにするためには、包括的定義とヒックスの定義の違いの意味を考えることは有益であるとし、またヒックスの定義による所得の代理として実際の消費を課税ベースにすることも可能であるとして、ヒックスの所得定義を高く評価する。

所得の包括的定義とヒックスの定義の違いは、キャピタル・ゲインの取り扱いにもっともよく見られる。ミード報告の議論に則していうと、それは以下のようになる。

将来収益の流列の現在価値を変える利子率の低下の単なる結果として生じるキャピタル・ゲインは、包括的定義では所得であるが、ヒックスの定義では所得ではない。ヒックスの定義では、利子率の変化による資本価値の変化は所得に何らの影響を及ぼさない（ただし、将来収益の流列の時間的パターンが所得と見なされる標準流列のそれと同じであるとき）。

将来収益の期待が高まることによるキャピタル・ゲインは、包括的定義では所得であるが、ヒックスの定義では、増大すると期待される収益だけが所得と見なされる⁽⁷⁾（これも将来収益の流列の時間的パターンが標準流列のそれと一致しているとき）。

また、収益が配当されず内部留保され、それに応じて納税者が保有する資本の価値が年々増大する場合には、包括的定義では年々の資本価値の増大（キャピタル・ゲイン）は所得であるが、ヒックスの定義でもまた、それは所得であると見なされる。それは、この投資収益率が利子率に等しければ、投資家は増大した資本価値を担保に借り入れをすることで年々の消費をまかなうことができ、かつそれ以後も同じ消費水準をまかなうことを可能とする収益を生み出すと期待できる資本を維持することができるからである。

さらに、ミード報告は、賭からの収入のような規則的に生じることのない意外の収入あるいは予期せぬ収入の取り扱いの違いにも言及する。包括的定義では収入そのものがそれが生じた年の所得であるが、ヒックスの定義ではその収入から生じる利子だけが所得と見なされる。

2. ヒックスの所得定義と消費

カルドア [1] においては、課税ベースとして消費を採用することの強い論拠として、ホップスの議論あるいはそこから導かれる政策目標、すなわち資本からまかなわれた消費への課税とともに事業と経済発展の

促進が挙げられた。しかし、真の問題は、消費を課税ベースとして採用することが公平であるかどうかである。すなわち、二人の納税者はある年に同じ収入を得たが、一人はその収入の多くを貯蓄し、他の人は多くを消費したという事実が、彼らのその年の担税力に相違をもたらすであろうか。もし二人の納税者のその年の状況のみに注意を限定すれば、担税力は同じであると考えられよう。これからすれば、実際の消費は納税者の担税力の尺度ではなく、包括的所得が担税力のよりよい尺度であるということになる。

しかし、ミード報告は、この二人の生涯全体を視野に入れるならば、事態は異なって見えるという⁽⁸⁾。収入の多くを貯蓄した納税者は、蓄積した富を消費するとき、消費に向けるべき大きな富を持たない納税者よりも大きな税負担を強いられる。税率が一定（比例税）で貯蓄によって蓄積された富は生涯のいずれかの時点で消費されるとするならば、各年の消費の流列がどうであれ、その生涯を通じる現在価値（生涯消費の現在価値）が等しいとき、生涯を通じる税負担の現在価値もまた等しい。もちろん、生涯消費の現在価値が大きい納税者ほど、それに応じて生涯を通じる税負担の現在価値も比例的に大きくなる。消費に対する累進課税（累進支出税）の場合は、消費の流列の時間的パターンによって問題が複雑となるが、生涯にわたって一樣な消費がみられるときには、それは結果的には生涯消費に対する累進課税となるとみてよい⁽⁹⁾。また、贈与と遺贈を消費と見なして課税ベースに含めるならば、累進支出税は、生涯所得に対する累進課税に等しくなる。

個人のある年の実際の消費は、ヒックスの定義による所得のように、将来に対する期待に依存する主観的なものではない。しかし、個人がある年にどれだけ消費を行うかを決定するにあたっては、彼の将来に対する期待が決定的な役割を果たしたに違いない。したがって、包括的定義よりもヒックスの定義による所得こそ納税者の各年の費消力、担税力を

測るにふさわしいものとされるならば、実際に機能しうる課税ベースとして包括的所得よりも実際の消費を採用することの方が遙かに望ましいということになる。これが所得定義の問題を論じることから、ミード報告が得た結論であるということが出来る。極端な場合、もし納税者が将来とも現在と同じ消費水準を維持しようと常に試みているならば、課税ベースとしての消費はヒックスの定義による所得に一致する。このように、ミード報告にあっては、個人課税の課税ベースとして採用すべきは所得か消費かという問題は、所得の定義をめぐる問題、担税力の尺度としてふさわしいのは包括的所得かヒックスの定義による所得かという問題に帰着させられているといえよう。

ところで、生涯という観点をふまえて納税者の各年の担税力を測るという点からいえば、ある年に獲得した収入は、それが将来にわたって持続するものと期待されるかどうかによって異なった費消力をもつであろう。この意味での費消力こそ、ヒックスの定義によるその年の所得である。その費消力に応じて実際の消費がなされるならば、実際の消費とヒックスの定義による所得は等しい。ヒックスの定義は将来に対する期待に依存するものであるので、それには生涯という観点が本質的な要素として取り入れられている。それゆえ、納税者の各年の担税力を納税者の生涯をふまえて測定すべきであるとするならば、その年の納税者の状況にのみ注意を限定した包括的所得よりも、ヒックスの定義による所得の方がよりふさわしいということになろう。すなわち、税負担の公平を納税者の生涯を通じての税負担の公平という点からみると、納税者の各年の担税力をヒックスの定義による所得でとらえるべきであるという結論になる⁽¹⁰⁾。

包括的所得で担税力を測ると、貯蓄をして富を蓄積する納税者ほど、生涯消費は同じでも、生涯を通じてみると重い税負担を強いられる。また、包括的所得では、それが稼得所得であろうと投資所得であろうと、

そこには何らの区別もされない。収益を生み出す物的資本の減価償却と同様に、稼得所得にあっても理論上は所得を生み出す人的資本の減価償却が考慮されるべきであるが、実際に課税上それが考慮されることはない。ヒックスの定義では、納税者の主観的な評価によるとはいえ、そのことは考慮に入っている。

明示的に示されているわけではないが、ミード報告では、包括的所得を担税力の尺度として用いることの問題を明らかにする役割と、消費を課税ベースとして用いることを導出するための論理的媒介項という役割をヒックスの定義による所得が果たしているように思われる。このように、ヒックスの定義による所得は、ミード報告では課税ベースの選択において重要な役割を果たし、積極的に評価されているということができよう。

同じ額の収入でも勤労期のはじめにあるものと退職直前のものと同じ所得、同じ担税力のあるものと考えることが不合理であるとするならば、担税力の適切な尺度はヒックスの定義による所得であり、実際の課税ベースとしては消費であるということになろう。

消費を課税ベースとする支出税が比例税であるとき、支出税は生涯消費が等しい納税者には生涯を通じて等しい税負担（現在価値で測って）を課すが、所得税は貯蓄して富を蓄積すればするほど納税者に重い税負担を課してしまう。このことは課税の効率性にも関係することである。支出税はその税率がいかなるものであれ比例税であれば、延期された消費に対する将来消費の増加率（貯蓄収益率）を貯蓄が向けられた投資の収益率 r に等しくする。

いま、納税者の生涯を二期に分けて、第一期の収入を M_1 とし、第二期には利子以外の収入はないものとする。第一期の消費を C_1 、貯蓄を S_1 、延期された消費を C_1' 、第二期の消費を C_2 とし、贈与、遺贈はないものとする。また、税率を t とする⁽¹¹⁾。

論 説

支出税の場合、貯蓄収益率は以下のようになる。

$$M_1 = S_1 + \frac{C_1}{(1-t)}$$

$$C'_1 = (1-t)S_1$$

$$C_2 = (1+r)(1-t)S_1$$

$$\frac{C_2 - C'_1}{C'_1} = r$$

すなわち、支出税の場合、貯蓄収益率は税率とは無関係であり、投資収益率と等しい。また、支出税の課税ベースの現在価値 TBE は、

$$\begin{aligned} TBE &= \frac{C_1}{(1-t)} + \frac{C_2}{(1-t)} / (1+r) \\ &= \frac{C_1}{(1-t)} + S_1 \\ &= M_1 \end{aligned}$$

となり、 S_1 の大きさには依存しない。

他方、所得税の場合の貯蓄収益率は、以下のように求められる。

$$M_1 = \frac{S_1}{(1-t)} + \frac{C_1}{(1-t)}$$

$$C'_1 = S_1$$

$$C_2 = \{1 + r(1-t)\}S_1$$

$$\frac{(C_2 - C'_1)}{C'_1} = r(1-t)$$

所得税のもとでの貯蓄収益率は、投資収益率 r 以下となり、その低下の程度は所得税率が高いほど大きい。また、所得税の課税ベースの現在価値 TBI は、

$$TBI = M_1 + \frac{r(1-t)S_1}{(1+r)}$$

となり、 S_1 が大きければ大きいほど大きくなる。これは、所得税の場合、貯蓄は課税され、それが生み出す利子にも課税されるからである。まさ

に同じ理由で、貯蓄収益率は投資収益率以下となる。支出税では、貯蓄は課税されないので、貯蓄収益率と投資収益率は一致する。それゆえ、支出税は生涯消費が等しい納税者には生涯を通じて等しい税負担を課すということと、支出税は貯蓄収益率を投資収益率に一致せしめるということは、貯蓄非課税であることの異なる表現にすぎない。

こうして、所得税においては、貯蓄収益率が投資収益率以下に引き下げられることにより納税者に将来消費よりも現在消費を選ばせる租税誘因が存在するが、支出税においては、そのような租税誘因は存在しない。しかし、支出税といえども、所得税と同様に余暇には課税できないのであるから、労働よりも非課税の余暇を納税者に選ばせる租税誘因は存在する。一定の税収入のためには支出税の税率は所得税の税率よりも高くなる必要があることを考えると、所得税と支出税のいずれが効率的かは直ちにいえない。これが、効率性に関するミード報告の見解である。

しかし、課税の効率性に関するミード報告の基本的な立場は、きわめて実地的なものである。所得税、支出税とも納税者の余暇と労働の選択にゆがみを与えるという点を考慮すれば、非課税の余暇と補完的な関係にある財に対して補完の度合が高い程より高い税率を課すというような物品税体系の方が効率性の点からは優れているという議論も十分可能である⁽¹²⁾。また、ミード報告のいうように、個人課税においても、異なる種類の所得を生み出す異なるタイプの取引ごとに異なった最適税率を考へることも理論的には可能である。このような考えに対し、ミード報告は、多様な課税ベースと多様な税率を持つ複雑な税制は、税制に対する特定利益集団（圧力団体）の政治的影響を排除しきれず、かえってゆがみを抱えることになると論じ、少数の容易に理解され、明確なルールにもとづく単純な税制を受け入れることの方がより複雑な税制よりも望ましいと主張する。

このように、ミード報告は、課税の効率性の点から支出税を支持して

いるのではない。効率性を重視して複雑な税制を構想することにはきわめて慎重で、担税力の尺度たり得る少数の課税ベースを持つ税制を主張するのである。具体的には、それは消費に対する累進支出税を基幹税とする税制の主張であるが、こうした主張は、担税力に応じた税負担配分（課税の公平性）を重視し、担税力の尺度としての所得を議論するなかで導き出されたということができる。

IV. おわりに

所得定義の問題についてのカルドアの議論は、詳細を極めたものである。ところが、この議論は支出税を正当化することと必ずしもうまく結びついてはいない。カルドアは、スウェーデン学派の所得概念を検討することを通じて、担税力を測るに理想的な所得概念を示している。それは、物価と利子率の変動の2点において修正された包括的所得であった。ここまでは、所得税支持の議論である。カルドアが支出税論者となるのは、ホッブスの議論を援用することをのぞけば、このような理想的な所得を市場のデータから捉えられるように定義することはできないという理由からである。しかし、操作可能な所得定義の困難から課税ベースとして消費を導出することは論理的にみて飛躍であり、説得力に欠けるといわざるを得ない。

一方、ミード報告は、カルドアにおいては否定の対象にすぎなかったヒックスの所得定義を高く評価し、これを参照基準として包括的所得を批判する。人々に将来貧しくなることなく今期消費できる最大額を示すことが所得計算の意義であるとするヒックスの所得定義は、人々の将来の見通しに立って今期の所得を捉えるものである。納税者の今期の担税力もまた納税者の生涯という点から捉えられねばならないとするならば、担税力を測るにふさわしいものはヒックスの定義による所得という

ことになる。もちろん、これも市場のデータから捉えることはできず、課税ベースとして採用することは不可能である。

そうではあるが、人々は将来のことを考慮に入れて各期の消費を決定しており、実際の消費は包括的所得よりもヒックスの定義による所得とより密接に関係しているとも考えられる。人々の実際の消費は、課税ベースとして採用することができる。消費こそ担税力のよりよい尺度であるという考えを支えるものとして、ミード報告はヒックスの所得定義を積極的に評価したと思える。そして、以上のことから、納税者の生涯全体を視野にいれて各期の担税力を捉えねばならないという主張こそ、支出税を正当化する本質的な論拠をなすものということができるであろう。

注

- (1) フィッシャーの所得概念に対するヴィクセルの批判については拙稿 [6] を参照されたい。
- (2) ここでの議論は、将来の収益の期待が高まって資本価値が増大しても、増大するのは将来の所得であって、今期の所得ではないというフィッシャーの議論と本質的には同じである。
- (3) ヒックス [3] 第 14 章では、もし今期に意外の利得が生じるならば、それは今期の所得のうちに入るものとしてではなく、むしろ(それに対する利子によって)将来の所得を高めるものとして考えられねばならないと明言されている。
- (4) これまで論じてきたヒックスの定義による所得は、個人所得であり、また事前の所得である。このような所得を総計して社会所得を考えることは、ヒックスのいうようにほとんど意味がない。期待がそのまま実現するとは限らないことをふまえて、ヒックスは事前の所得に意外の所得を加えたものを事後の所得と定義し、それに対応するものとして社会所得を捉える。しかし、ヒックスはこの事後の所得に重きを置いていない。それは人々の行為の指針として役立つものではないと考えるからである。なお、ヒックスの事後の所得は事実上発生所得であり、意外の利得を含まないスウェーデン学派の事後の所得とは概念的に異なるものである。

論 説

- (5) カルドアはカルドア [1] 第1章の最後において、人々の実際の費消に対してよりも、人々の費消する能力にもとづいて課税の方が道義的見地からはまさっているという意見に対して、支出を標準とする租税は人々が共同のプールからくみ取る量に応じて彼らに課税するもので、彼らがそのプールへ注ぎ込む量に応じて課税しようとはしないというホップスの消費課税擁護論を対置し、個人の行動が社会的に持つ意味と、個人の行動に対して租税制度が与える効果を考慮に入れて、租税制度の公平性を考えねばならないと主張している。
- (6) 所得の包括的定義は、シャンツ、サイモンズ、ヘイグによって唱えられた。シャンツの所得定義に関しても、ヴィクセルの興味深い論評がある。これについては、拙稿 [6] をみられたい。
- (7) 前述したカルドアのいう所得の理想的な定義では、この種のキャピタル・ゲインは所得と見なされる。
- (8) この点に関しては、マスグレイブ [4] が注目される。マスグレイブはそこで、税負担の水平的公平の原則を納税者の生涯の各期ごとに適用する見方 (period-by-period view) とそれを納税者の生涯全体にわたって適用する見方 (lifetime view) を対比している。
- (9) 累進課税では、課税ベースの大きさが生涯にわたって一様に分布しているのではなく、いくつかの時期に集中する度合いが強いほど、生涯にわたる課税ベースの大きさの現在価値が同じでも、生涯にわたる税負担の現在価値は大きくなる。そこで、消費に対する累進課税では、自家用家屋の購入などのような耐久消費財に対する支出の取り扱いが問題となる。すでに論じられたように、支出と消費は異なるものであるということに注意すれば、耐久消費財が年々生み出すサービスの消費が課税ベースに入ることになる。そうすれば、課税ベースがある時期に極度に大きくなるという事態を避けることができる。しかし、税務行政上は支出そのものを課税ベースとすることが便宜であるとも考えられる。そのときには、何らかの平均化措置が必要となるであろう。
- (10) ヒックスの定義による今期の所得よりも今期の消費が上回れば(下回れば)、次期以降の所得は減少(増大)する。今期の所得と消費の関係は、次期以降の所得の大きさに影響を及ぼすが、今期の消費は今期の所得に影響を与えない。ヒックスのいう今期の所得は、将来を見越した今期の消費能力である。したがって、今期の消費が所得を上回るとき、次期以降の減少した所得を含めた所得の流列の現在価値は、実際の消費流列の現在価値よりも小さくなる。

ヒックスの所得定義と実際の消費を課税ベースにする議論とを結びつけるためには、人々は各期の消費能力（ヒックスのいう所得）に応じて各期の消費を決定しているといえることが必要不可欠である。

- (11) ここで、税率 t は税込み税率である。また、第 1 期から第 2 期にかけての利子率は投資収益率に等しいと仮定されている。
- (12) これに関しては、コレット・ヘイグ [5] を参照。

参考文献

- [1] N. Kaldor, *An Expenditure Tax*, George Allen & Unwin, 1955. 時子山常三郎訳『総合消費税』東洋経済新報社, 1963.
- [2] Institution for Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation*, Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade, George Allen & Unwin, 1978.
- [3] J. R. Hicks, *Value and Capital* (2nd ed.), The Clarendon Press in the Univ. of Oxford, 1946. 安井琢磨・熊谷尚夫『価値と資本』岩波書店, 1951.
- [4] R. A. Musgrave, 'ET, OT and STB', *Journal of Public Economics*, 1976.
- [5] W. J. Corlett and D. C. Hague, 'Complementarity and the Excess Burden of Taxation', *Review of Economic Studies*, 1953.
- [6] 拙稿「租税論における所得の概念—ヴィクセルの所説をめぐって—」『三重大学法経論叢』20 卷 2 号, 三重大学社会科学学会, 2003.